

東京モノレール株式会社からの鉄道の旅客運賃の
上限変更認可申請に係る審議（2回目）

1. 日 時

令和5年4月18日（火） 10：30～11：40

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

堀川義弘（会長）、和田貴志（会長代理）

山田攝子、二村真理子、三浦大介、大石美奈子

<国土交通省>

鉄道局：栗原旅客輸送業務監理室長 ほか

事案処理職員：運輸審議会審議室 久保、浅井、本間、宮田、廣井、堤

4. 議事概要

- 鉄道局より、東京モノレール株式会社（以下「東モノ」という。）からの鉄道の旅客運賃の上限変更認可申請に関する収入支出項目の詳細について、説明した。
- 運輸審議会委員からは、
 - ① 東モノの収入・支出の推計に関し、以下の点について整理頂きたい。
 - ・ コロナ禍がないと仮定した場合の需要推計を行うにも関わらず、令和2～5年度についてコロナ禍の影響を踏まえて需要推計を据置とする理由
 - ・ 同年度を据置としなかった場合の収支率
 - ・ コロナ禍の影響の推計方法（空港需要・空港需要以外）に関する考え方や根拠の詳細
 - ・ 給与水準の比較
- 等について、意見・質問があった。
- これに対し、鉄道局からは、
 - ① 承知した。改めて整理するが、コロナ禍の影響方法については将来の航空需要が不確かであることなども含めて、東モノにおいて入手可能なデータの範囲も踏まえつつ、事業者の日々の業務から感覚的に得られる推計と整合させていく必要もあるという面もあり、必ずしもデータに基づく明確な分析となっていない点はあると思う。

等の回答があった。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。